

農薬・動物用医薬品・飼料添加物の ポジティブリスト制度

柏崎 守 (かしわざき まもる)

(社)畜産技術協会

農薬、動物用医薬品および飼料添加物は、食品衛生法により食品中の残留基準が設定されている。ポジティブリスト制度とは、残留基準が設定されていない農薬などが残留する食品の製造、加工、販売などを原則禁止する制度である。この制度は平成18年5月29日から導入される。

残留農薬の規制の仕方には、「ポジティブリスト」と「ネガティブリスト」という二つの考え方がある。ポジティブリスト制度は原則すべてを規制(禁止)し、「残留を認めるもの」のみをリスト化して示すという方式である。ネガティブリスト制度は原則規制がない状態で、「残留してはならないもの」についてリスト化して示す方式である。

今までの日本の残留農薬の規制は、農薬などについて残留基準を設定し、それを超えた食品の流通を禁止するというネガティブリスト制度にそった方式であった。しかし、この方式では残留基準が設定されていない農薬などについては、いくら残留があっても規制することができず、特に輸入農産物が増加するなかで問題となっていた。ポジティブリスト制度のもとでは、食品衛生法によって畜水産物に残留する農薬、動物用医薬品および飼料添加物がこれまでより広く規制されることになるので、家畜飼養者はこの制度を十分理解した上で、畜産物生産を行なっていくことが必要となる。

農薬は農薬取締法、動物用医薬品は薬事法、

飼料添加物は飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律(飼料安全法)により、国内での登録、承認、指定がなされており、これらの法律に基づいて使用方法などが規制されている。ポジティブリスト制度の導入に伴い、多くの農薬、動物用医薬品および飼料添加物成分について、畜産物中の残留基準が設定されることから、畜産物において食品衛生法に違反するようなこれらの成分の残留を未然に防止するために、飼料安全法に基づく飼料中の農薬の残留基準値の設定(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正)、薬事法に基づく動物用医薬品の使用基準の設定・改正(動物用医薬品の使用の規制に関する省令の改正)が行なわれる予定である。なお、新たに残留基準を設定する場合には、国際基準であるコーデックス基準を基に設定するが、コーデックス基準がなく、かつ国内での登録もない場合は、外国での基準を適用して暫定基準とし、外国基準がなければ一律基準(0.01ppm以下)を適用することになる。

ポジティブリスト制度導入の対応としては、①農場において家畜を適切に飼育管理すること、②動物用医薬品・飼料添加物を使用する場合には、最新の用法・用量・休薬期間を確認の上、定められた用法・用量および休薬期間を遵守し、適正に使用すること、③食品製造・加工業者と取引先の農場との信頼関係の構築などが重要である。